

入札説明書等に関する質問（2回目）に対する回答書 ※入札参加資格関係

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答	
				記載例	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)				
553	入札説明書	21	1		第4	2							入札参加者の備えるべき参加資格要件	1回目の質問回答において、「複合施設内にて飲食・物販施設を設ける場合は、自主事業は事業者が実施するもの」としており、「行政財産の目的外使用許可を事業者（SPC）に対して行う。」とありますが、飲食（カフェなど）・物販スペースを担う業者が複合施設運営企業と違う場合、別途申請する資料は第三者委託（自主事業にかかる）のもののみでしょうか。	自主事業の一部を事業者から構成企業又は協力企業以外の第三者へ委託する場合、市に申請し、承諾を受けていただく必要があります。 なお、上記書類については、参加表明書の提出時には不要です。
554	入札説明書	21	1		第4	2							入札参加者の備えるべき参加資格要件	事業者提案施設を行う企業は参加申請する必要はなく、提案書に記載をすれば宜しいでしょうか。 もし必要である場合はよりよい提案を行うためにも提案書提出締切まで追加、変更をお認めいただきたい。	事業者提案施設の設置にあたっては、事業者、構成企業又は協力企業のいずれか実際に施設を設置する主体に対して設置管理許可を付与します。施設の所有は、設置管理許可を受けた事業者となりますが、運営においては提案書類で委託予定とする第三者若しくは市が個別に承諾を行った第三者への委託を認めるものとします。従って、事業者提案施設に関する事業のみを行う企業がいる場合は、当該事業を実施する企業として、構成員に含めるものとして、参加表明書及び入札参加資格確認書類を作成しご提出ください。 また、入札参加資格確認書類の受付後にやむを得ない事態により構成員の変更が必要となった場合には、市の承諾を得て速やかに書類の修正を行ってください。 なお、入札書及び提案審査書類の受付時点で変更後の入札参加資格が確認できない場合は、有効な入札とならないことを申し添えます。
555	入札説明書	21	36		第4	2	(1)	c					参加資格要件	入札説明書に「c その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がある」とあり、具体的な例示として「事業共同組合と組合員の関係にある場合」とありますが、具体的には以下の場合は両グループとも要件を欠くこととなりますでしょうか。 A協同組合と所属する組合員B社がありA協同組合は甲グループ、組合員B社は乙グループにてそれぞれ本事業に参画しようとする場合は、甲・乙両グループとも要件を欠くこととなりますでしょうか。 また、A協同組合(本事業には入札参画せず)に属する組合員B社が乙グループと組合員C社が丙グループに所属し、入札に参加し、乙グループが選定された後に、組合員B社だけでは対応できないので、A協同組合に第三者委託等により業務や物品調達等を発注することは可能でしょうか。	質問の前半部分については、お見込みのとおりです。 質問の後半部分にあるような「協同組合の組合員同士が異なるグループに属して参加することに」については制限をしておりません。 なお、協同組合の事業等を通じてそれぞれ参加するグループの入札情報が交換されることが無いよう、ご注意ください。
556	入札説明書	22	11		第4	2	(2)						参加申請	任意事業である自主事業や事業者提案施設は要求水準書の業務において設計、建設、工事監理、維持管理、開業準備、運営とは別途で記載されているため、それらを実施する構成企業や協力企業名についてはその他の兼務する業務にて参加申請を行う場合、自主事業や事業者提案施設実施企業として参加申請書類に明記する必要はなく、提案書に内容を記載すれば良いとの認識でよろしいでしょうか。提案書提出締切まで貴市のご要望に沿った任意事業を検討したいと考えているため参加表明は不要としていただくまたは追加参加表明をお認めいただきたいと考えます。	個別の業務を行う企業（統括管理企業、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、開業準備企業、運営企業）のいずれかが、自主事業や事業者提案施設に関する事業を行う場合、参加表明書の提出時点で、その内容を記載していただく必要はありません。 ただし、事業者提案施設は、事業者、構成企業、協力企業のいずれかが設置し、事業を行うものとしておりますので、事業者提案施設に関する事業のみを行う企業がいる場合は、当該事業を実施する企業として、あらかじめ構成員に含めるものとして、参加表明書及び入札参加資格確認書類を作成しご提出ください。
557	入札説明書	23	14		第4	2	(2)	イ	(7)	a			建築工事を行う者	前回質疑で什器・備品の調達・設置のみ行うものの書式が追加となりましたが、什器・備品の調達のみを行う企業は、建築一式工事の特定建設業許可を受けている必要はないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問（2回目）に対する回答書 ※入札参加資格関係

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答	
				記載例											
				第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)					
558	入札説明書	25	11	第4	2	(2)	イ	(7)	a		業務別の参加資格要件	維持管理業務を2社で行う場合、1社が建築施設であれば「延床4,000㎡以上の公共施設の維持管理業務の実績」土木施設（公園）であれば「公園の維持管理業務の実績」を満たしていればもう1社は満たしていなくても参加要件としては満たされる解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 例えば、複合施設の維持管理業務を2社で行う場合、1社が実績を有していれば、残りの1社は実績を有していなくても参加資格を有するものと判断します。		
559	様式集及び記載要領【word】	9	3	2	(2)	表2-2					表2-2 正本及び副本の作成に関する留意事項	『正本の表紙（綴じ込んだファイルの表紙）には、「正本」である旨を右上に明記し、ファイル下部に「入札参加者名」を記載すること。』とありますが、その他に記載すべき事項はございますでしょうか。（例えば、ファイル②～⑤を区別するためのタイトル、事業名等）	各ファイルには、本事業の「事業名」と各ファイルに綴じ込む「提出書類の名称」を記載して下さい。		
560	様式集及び記載要領【word】	9	3	2	(2)	表2-2					表2-2 正本及び副本の作成に関する留意事項	『副本の表紙（綴じ込んだファイルの表紙）には、「副本」である旨を右上に明記するとともに、提出するファイルに係る通し番号（例：1／15）を付した上で、ファイル下部に「受付番号」（入札参加資格通知に記載）を記載すること。』とありますが、その他に記載すべき事項はございますでしょうか。（例えば、ファイル②～⑤を区別するためのタイトル、事業名等）	各ファイルには、本事業の「事業名」と各ファイルに綴じ込む「提出書類の名称」を記載して下さい。		
561	様式集及び記載要領【word】	9	3	2	(2)	表2-2					表2-2 正本及び副本の作成に関する留意事項	正本・副本それぞれに『作成した電子データをDVD又はCDに焼き付けて提出すること』とありますが、DVD又はCDの提出部数（枚数）を教えてください。	提出部数は1枚とします。		
562	様式集及び記載要領【Word】	9	3	2	(2)	表2-2					正本及び副本の作成に関する留意事項	様式VIIについては、正本、副本ともに企業名は伏せて記載し、企業名対応表を添付のうえ提出する形でよろしいでしょうか。	様式VIIの正本について、企業名を伏せて記載し、企業名対応表を添付の上提出することを認めます。		
563	様式集及び記載要領【word】	21	-	3	(2)	III	様式III-5				様式III-5	提出時には、欄外の【添付書類】や【留意事項】の記載は削除して提出してよろしいでしょうか。	欄外の注記等は削除してご提出ください。なお、削除していない書類を不備として取り扱う意図はありません。		
564	様式集及び記載要領【Word】	23	10	3	(2)	III	様式III-7				建設企業（建設業務を行う者） 建築工事を行う者の参加資格要件に関する書類	【本事業における担当内容】の欄には、「建設業務、解体業務、設計業務」といった、概要が分かるレベルの記載で足りるという認識でよろしいでしょうか。	概要がわかる程度で問題ありませんが、各業務を複数の企業で実施することも想定し、各企業の担当内容を可能な範囲で具体的に記載してください。 全ての建設業務を1社で行うような場合は、「建設業務」という表記のみでも問題ありません。		
565	様式集及び記載要領【word】	23	-	3	(2)	III	様式III-7				参加資格要件	「建設一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者であることを証する書類」とは建設業許可の通知書でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
566	様式集及び記載要領【word】	23	-	3	(2)	III	様式III-7				参加資格要件	「国、地方公共団体が発注した」とありますが地方公共団体発注のPFI事業で発注者がSPCになっている場合「発注者名」の欄はどのように記載したらよろしいでしょうか。	PFI事業を行う特別目的会社（SPC）から受注した業務を実績とする場合、「発注者名」欄にはSPCの名称のほか、PFI事業を発注した国や地方公共団体の名称を併記して下さい。 また、「施設名称」欄には当該PFI事業の事業名を併記して下さい。		
567	様式集及び記載要領【word】	30	-	3	(2)	III	様式III-13				参加資格要件に関する書類	維持管理業務をJVを組んで2社で行う場合、参加資格要件は個別の企業ごとに作成する認識でよろしいでしょうか。また、JVの証明など、別で提出すべき書類はございますでしょうか。	共同企業体（JV）を組成して事業者から維持管理業務を受注する場合も、JVを構成する企業は、それぞれが構成企業又は協力企業として、企業ごとに参加資格要件に関する書類を提出して下さい。 また、この場合に、追加で提出を求める資料はありません。		

入札説明書等に関する質問（2回目）に対する回答書 ※入札参加資格関係

通番	資料名	頁	行	該当箇所								項目名	質問	回答	
				記載例	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)				
568	様式集及び記載要領【word】	33	-		3	2	III	様式III-16					参加資格要件に関する書類	開業準備をJVを組んで2社で行う場合、参加資格要件は個別の企業ごとに作成する認識でよろしいでしょうか。また、JVの証明など、別で提出すべき書類はございますでしょうか。	共同企業体（JV）を組成して事業者から開業準備業務を受注する場合も、JVを構成する企業は、それぞれが構成企業又は協力企業として、企業ごとに参加資格要件に関する書類を提出して下さい。 また、この場合に、追加で提出を求める資料はありません。
569	様式集及び記載要領【word】	34	-		3	2	III	様式III-17					参加資格要件に関する書類	運営業務をJVを組んで2社で行う場合、参加資格要件は個別の企業ごとに作成する認識でよろしいでしょうか。また、JVの証明など、別で提出すべき書類はございますでしょうか。	共同企業体（JV）を組成して事業者から運営業務を受注する場合も、JVを構成する企業は、それぞれが構成企業又は協力企業として、企業ごとに参加資格要件に関する書類を提出して下さい。 また、この場合に、追加で提出を求める資料はありません。
570	様式集及び記載要領【Word】	38	-		3	(2)	III	様式III-19					関連企業申告書	本様式には国外の現地法人についても記載する必要がありますでしょうか。	定款により実施業務が限定され本事業に関わることが禁止されている特別目的会社等や日本企業の海外現地子会社については、省略を認めます。
571	様式集及び記載要領【Word】	38	-		3	(2)	III	様式III-19					様式III-19 関連企業申告書	関連企業申告書は、競争の公平性に影響し得る関係の確認が趣旨と理解しております。設立目的・定款目的等により実施業務が限定されている特定目的会社と日本国外に所在する海外子会社は、記載対象外として差し支えないでしょうか。	定款により実施業務が限定され本事業に関わることが禁止されている特別目的会社等や日本企業の海外現地子会社については、省略を認めます。
572	様式集及び記載要領【word】	39	-		3	(2)	III	様式III-19					様式III-19	「記載欄が不足する場合は、上記内容を記載した別様式を作成し、代表者印を押印のうえ提出してください。」とありますが、様式III-19の各項目の記入欄が不足しない場合に、本様式は押印して提出が必要でしょうか。また、各項目の記入欄が不足する場合には別様式を作成し代表者印を押印のうえ提出が必要でしょうか。そして、その別様式が複数枚にわたる際には、そのすべてのページに押印の必要がありますでしょうか。	様式III-19については、各項目の記入欄が不足する場合であっても押印は不要です。
573	様式集及び記載要領【word】	54	-		3	(4)	VII						各提案書様式のページ番号	各提案書様式の右上に記載するページ番号（「●枚目／●枚中」）について、通し番号の考え方を教えてください。 例えば、様式VII-1-1の場合、上限枚数が3枚なので、「1枚目／3枚中」「2枚目／3枚中」「3枚目／3枚中」と記載する理解でよろしいでしょうか。 また、当該ページ番号は提案書全体または様式VII全体を通した通し番号ではなく、各様式ごとの総枚数を示すものと認識しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、上限枚数3枚としている書類を2枚で作成した場合は「1枚目／2枚中」として記載してください。
574	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書	11											通番039への更 問	通番039の回答では「そのような解釈も可能」とされていますが、貴市の意図として、「a要件を満たす者はa業務、b要件を満たす者はb業務を担当する体制」が入札参加資格の成立要件であり、当該対応関係が一致しない場合は資格審査において不適格（失格）とする取扱いとなるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 参加資格として実績を求める業務に関わらない企業の実績等については、当該業務の実施者にもとめる参加資格として認めません。